

令和7年度 第5回 国民健康保険運営協議会

都城市健康部保険年金課

令和8年1月21日

国民健康保険運営協議会諮問事項

令和 8 年度国民健康保険税率等について

1 これまでの経緯

令和7年10月1日に都城市長から諮問のあった「国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について」と「子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について」について、令和7年11月7日、次のとおり都城市長へ答申。

(1) 国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について

- 保険税賦課方式は、令和8年度に、被保険者の急激な負担増の緩和を図り、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とすることが適当である。
- 保険税賦課割合は、令和8年度から令和10年度までに所得割：均等割：平等割＝50：35：15に移行することが適当である。

(2) 子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について

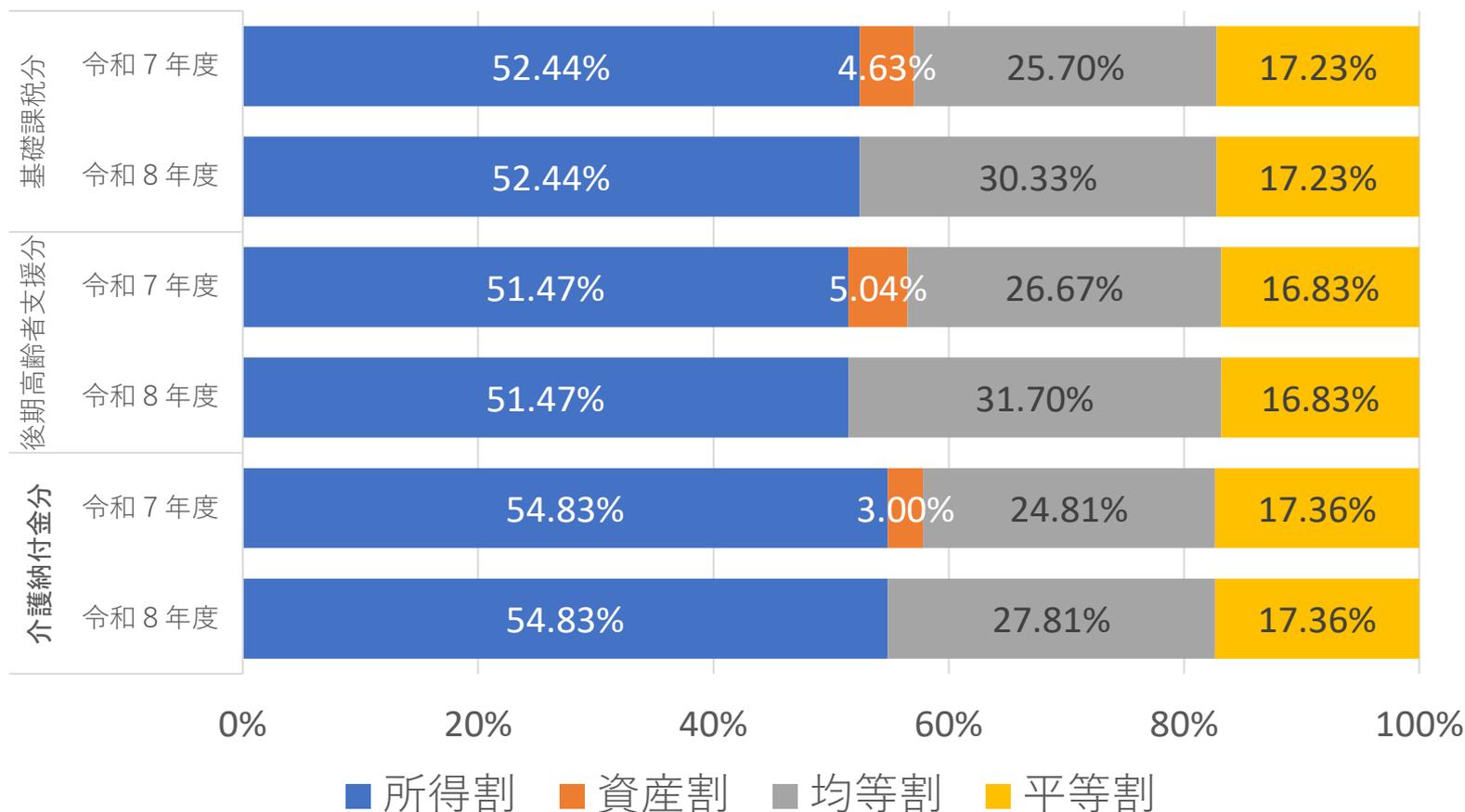
- 賦課方式は、令和8年度から3方式にて賦課することが適当である。
- 賦課割合は、所得割：均等割：平等割＝50：35：15とすることが適当である。

2 激変緩和策

- 令和 8 年度に 4 方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から資産割を廃止して、3 方式（所得割、均等割、平等割）に移行する。
- 3 方式への移行に伴い、資産割の減収分を均等割に賦課することで生じる被保険者の急激な負担増の緩和（激変緩和）を図る。
- 激変緩和の具体的な内容は、令和 7 年度の資産割賦課額の 6 割相当額を国民健康保険運営基金から繰入れる。
- 令和 7 年度の資産割賦課額の 6 割相当額
 - ・基礎課税 $: 152,976,010 \text{円} \times 60\%$
 $\equiv 91,786,000 \text{円}$
 - ・後期高齢者支援等課税 $: 30,449,371 \text{円} \times 60\%$
 $\equiv 18,270,000 \text{円}$
 - ・介護納付金課税 $: 9,222,347 \text{円} \times 60\%$
 $\equiv 5,533,000 \text{円}$
 - 運営基金繰入額合計 $: 115,589,000 \text{円}$

3 賦課割合の変更

- 賦課割合は第3回運営協議会で協議いただいたとおり、令和8年度から令和10年度で、標準賦課割合（所得割：均等割：平等割＝50%：35%：15%）へ調整する。
- 令和8年度の賦課割合は次のとおり。



4 国民健康保険税税率算定手順

① 国民健康保険事業費納付金の確定通知



② 納付金から国県補助金・一般会計繰入金等を控除し、出産育児一時金等を加算し、保険税必要額を算出



③ 低所得者等の保険税軽減見込額算出・加算し、予定収納率で割戻し、保険税調定額を算出



④ 保険税調定額に賦課割合を設定して賦課額を算出



⑤ 賦課額を総所得額、被保険者数で割戻して保険税率を算定

5 令和8年度国民健康保険事業費納付金

(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金

令和8年1月9日に県から次のとおり提示された。

	令和7年度	令和8年度	増減
基礎課税分	3,442,112,612	3,232,452,717	△209,659,895
後期高齢者支援 金等分	989,838,857	944,381,520	△45,457,337
介護納付金分	308,137,344	309,414,118	1,276,774
子ども・子育て 支援納付金分		89,131,610	89,131,610
合計	4,740,088,813	4,575,379,965	△164,708,848

- 令和7年度と比較すると令和8年度は基礎課税分と後期高齢者支援金等が**2億5,511万円減額**となっているが、介護納付金分が**127万円増額**になっている。
- 令和8年4月に創設される子ども・子育て支援納付金分は、**8,913万円**と示された。
- 合計で、**1億6,470万円**の減額になっている。

6 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

(1) 被保険者数・世帯数

令和8年度の被保険者数、世帯数は、令和7年8月から11月までの対前月比の伸び率の平均から算出

① 基礎課税分・後期高齢者支援金等分

	8月	9月	10月	11月	伸び率	R8 3月末
被保険者数	31,525	31,388	31,261	31,152		30,666
伸び率		99.57%	99.60%	99.65%	99.61%	
世帯数	21,347	21,299	21,236	21,194		20,991
伸び率		99.78%	99.70%	99.80%	99.76%	

② 介護納付金分

	8月	9月	10月	11月	伸び率	R8 3月末
被保険者数	9,413	9,392	9,356	9,337		9,237
伸び率		99.78%	99.62%	99.80%	99.73%	
世帯数	8,210	8,186	8,158	8,149		8,068
伸び率		99.71%	99.66%	99.89%	99.75%	

6 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

(2) 課税対象所得額

保険税の所得割は、前年度の所得額に対して賦課するため、令和8年度の課税所得額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度から令和4年度までの期間を除いた伸び率を基に算出。

① 基礎課税分・後期高齢者支援金等分

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
所得額	17,466,675, 782	17,890,104, 438	16,340,427, 586	16,187,211, 569	14,289,379, 564	14,659,076, 511	15,185,833, 041	15,489,549, 702
伸び率		102%	91%	99%	88%	103%	104%	102%

② 介護納付金分

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
所得額	7,490,692, 424	7,460,754, 164	6,708,148, 358	6,782,248, 483	5,706,983, 078	6,019,472, 303	6,241,646, 947	6,366,478,9 94
伸び率		100%	90%	101%	84%	105%	104%	102%

6 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

(3) 控除財源額等

- ①滞納繰越分・・・令和7年度決算見込み額に、R3～R6年度決算額平均伸び率をかけて算定。（後期支援金等分、介護納付金分も同様）
- ②県補助金（保険者努力支援金分）・・・令和8年度交付予定額のうち、納付金に充当可能な額。
- ③県補助金（特別調整交付金）・・・県の通知に基づく令和8年度交付見込み額のうち、納付金に充当可能な額。
- ④県補助金（都道府県繰入金分）・・・県の通知に基づく令和8年度交付見込み額のうち、納付金に充当可能な額。
- ⑤基金運用収入・・・令和7年度末基金残額（見込み）に、来年度見込利率をかけて算出。
- ⑥一般会計繰入金（保険基盤安定負担金：保険者支援分）・・・R5～R7申請時の軽減対象者数の伸び率平均からR8軽減対象者数を見込んで算出。
- ⑦一般会計繰入金（財政安定化支援事業）・・・令和7年度地方財政措置額から見込んだ数値。
- ⑧延滞金・・・令和6年度決算額に、R4～R6年度決算額平均伸び率をかけて算出。（後期支援金等分、介護納付金分も同様）

6 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

(3) 控除財源額等

① 基礎課税分 (867,871千円)

(単位：千円)

①国民健康保険税 (滞納繰越分)	89,616
②県補助金 (保険者努力支援分)	32,961
③県補助金 (特別調整交付金分)	214,817
④県補助金 (都道府県繰入金分)	7,475
⑤基金運用収入	8,612
⑥一般会計繰入金 (保険基盤安定繰入金：保険者支援分)	231,778
⑦一般会計繰入金 (財政安定化支援事業繰入金)	274,744
⑧延滞金	7,868
合計 (①～⑧)	867,871

6 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

(3) 控除財源額等

② 後期高齢者支援金分 (94,208千円)

(単位：千円)

①国民健康保険税 (滞納繰越分)	16,645
②一般会計繰入金 (保険基盤安定繰入金：保険者支援分)	76,114
③延滞金	1,449
合計 (①～③)	94,208

③ 介護納付金分 (34,968千円)

(単位：千円)

①保険税 (滞納繰越分)	11,324
②一般会計繰入金 (保険基盤安定繰入金：保険者支援分)	22,705
③延滞金	939
合計 (①～③)	34,968

6 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

(4) 低所得者軽減等

①一般会計繰入金（保険基盤安定繰入金：保険税軽減分相当）

→R 5～R 7申請時の軽減対象者数の平均伸び率から、令和8年度対象者数を算出。
均等割額、平等割額はR 8年度想定税率で算定。

②一般会計繰入金（未就学児均等割保険料軽減分相当）

→R 5～R 7申請時の軽減対象者数の平均伸び率から、令和8年度対象者数を算出。
均等割額はR 8年度想定税率で算定。

③一般会計繰入金（産前産後保険料軽減分相当）

→R 5～R 7申請時の軽減対象者数の平均伸び率から、令和8年度対象者数を算出。
均等割額はR 8年度想定税率で算定。

(単位：千円)

区分	基礎課税分	後期支援金分	介護納付金分
①一般会計繰入金（保険基盤安定繰入金：保険税軽減分）	456,271	154,928	45,856
②一般会計繰入金（未就学児均等割保険料繰入金）	6,757	2,348	0
③一般会計繰入金（産前産後保険料繰入金）	1,409	460	29,000
合計（①～③）	464,437	157,736	74,856

7 令和8年度国民健康保険税税率算定条件

○出産育児一時金等・・

- ・オンライン資格確認等運営負担金（1,676,000円）
- ・審査手数料（30,978,000円）
- ・レセプト電算処理手数料（374,000円）
- ・出産育児一時金（60,000,000円）
- ・葬祭費（6,000,000円）
- ・はり・きゅう・あんま事業費（13,609,000円）
- ・特定健康診査等事業費（72,083,000円）
- ・健康診査事業（52,917,000円）

※基礎課税分は、基礎課税分納付金に上記の合計額（237,637,000円）を加算して保険税必要額を算定。

○限度超過額・・R5～R7本算定時の賦課額に占める限度超過額の平均割合を参考にR8を算出。

7 国民健康保険税税率算定

○基礎課税分【激変緩和後】

(基金繰入金 令和7年度資産割6割相当91,786,000円)

①納付金額		3,232,453,000円
②出産育児一時金等		237,637,000円
③国県補助金等控除見込額		867,871,000円
④基金繰入金		91,786,000円
⑤低所得者等軽減見込額		464,437,000円
⑥保険税必要額 ((①+②) - (③+④+⑤))		2,045,996,000円
⑦限度超過額		209,996,000円
⑧調定額 (⑥ × (100%/95%))		2,153,680,000円
⑨算出額 (⑤+⑦+⑧)		2,828,113,000円
保険税賦課額	⑩所得割額 (52.44%) ((⑨-⑦) × 52.44% + ⑦)	1,582,936,000円
	⑪均等割額 (30.33%) ((⑨-⑦) × 30.33%)	794,075,000円
	⑫平等割額 (17.23%) ((⑨-⑦) × 17.23%)	451,102,000円
保険税率	⑬所得割 (⑩ ÷ 15,489,549,702円)	10.22%
	⑭均等割 (⑪ ÷ 30,666人)	25,900円
	⑮平等割 (⑫ ÷ 20,991世帯)	21,500円

7 国民健康保険税税率算定

○後期高齢者支援金等課税分【激変緩和後】

(基金繰入 令和7年度資産割6割相当18,270,000円)

①納付金額		944,382,000円
②国県補助金等控除見込額		94,208,000円
③基金繰入金		18,270,000円
④低所得者等軽減見込額		157,736,000円
⑤保険税必要額 ((① - (②+③+④)))		674,168,000円
⑥限度超過額		42,638,000円
⑦調定額 (⑤ × (100%/95%))		709,651,000円
⑧算出額 (④ + ⑥ + ⑦)		910,025,000円
保険税賦課額	⑨所得割額 (51.47%) ((⑧-⑥) × 51.47% + ⑥)	489,082,000円
	⑩均等割額 (31.70%) ((⑧-⑥) × 31.70%)	274,962,000円
	⑪平等割額 (16.83%) ((⑧-⑥) × 16.83%)	145,981,000円
保険税率	⑫所得割 (⑨ ÷ 15,489,549,702円)	3.16%
	⑬均等割 (⑩ ÷ 30,666人)	9,000円
	⑭平等割 (⑪ ÷ 20,991世帯)	7,000円

7 国民健康保険税税率算定

○介護納付金課税分【激変緩和後】

(基金繰入 令和7年度資産割6割相当5,533,000円)

①納付金額		309,415,000円
②国県補助金等控除見込額		34,968,000円
③基金繰入金		5,533,000円
④低所得者等軽減見込額		45,885,000円
⑤保険税必要額 ((① - (②+③+④)))		223,029,000円
⑥限度超過額		24,731,000円
⑦調定額 (④ × (100%/95%))		234,767,000円
⑧算出額 (④ + ⑥ + ⑦)		305,383,000円
保険税賦課額	⑨所得割額 (54.83%) ((⑧-⑥) × 54.83% + ⑥)	178,613,000円
	⑩均等割額 (27.81%) ((⑧-⑥) × 27.81%)	78,049,000円
	⑪平等割額 (17.36%) ((⑧-⑥) × 17.36%)	48,721,000円
保険税率	⑫所得割 (⑨ ÷ 6,366,478,994円)	2.81%
	⑬均等割 (⑩ ÷ 9,237人)	8,400円
	⑭平等割 (⑪ ÷ 8,068世帯)	6,000円

7 国民健康保険税税率算定 【参考】

○基礎課税分（基金繰入無し）

①納付金額		3,232,453,000円
②出産育児一時金等		237,637,000円
③国県補助金等控除見込額		867,871,000円
④基金繰入金		0円
⑤低所得者等軽減見込額		464,437,000円
⑥保険税必要額（（①+②）-（③+④+⑤））		2,137,782,000円
⑦限度超過額		209,996,000円
⑧調定額（⑥×（100%/95%））		2,250,297,000円
⑨算出額（⑤+⑦+⑧）		2,924,730,000円
保険税賦課額	⑩所得割額（52.44%）（（⑨-⑦）×52.44%+⑦）	1,633,602,000円
	⑪均等割額（30.33%）（（⑨-⑦）×30.33%）	823,379,000円
	⑫平等割額（17.23%）（（⑨-⑦）×17.23%）	467,749,000円
保険税率	⑬所得割（⑩÷15,489,549,702円）	10.55%
	⑭均等割（⑪÷30,666人）	26,800円
	⑮平等割（⑫÷20,991世帯）	22,300円

7 国民健康保険税税率算定【参考】

○後期高齢者支援金等課税分（基金繰入無し）

①納付金額		944,382,000円
②国県補助金等控除見込額		94,208,000円
③基金繰入金		0円
④低所得者等軽減見込額		157,736,000円
⑤保険税必要額（（①－（②＋③＋④））		692,438,000円
⑥限度超過額		42,638,000円
⑦調定額（⑤×（100%/95%））		728,882,000円
⑧算出額（④＋⑥＋⑦）		929,256,000円
保険税賦課額	⑨所得割額（51.47%）（（⑧－⑥）×51.47%＋⑥）	498,980,000円
	⑩均等割額（31.70%）（（⑧－⑥）×31.70%）	281,058,000円
	⑪平等割額（16.83%）（（⑧－⑥）×16.83%）	149,218,000円
保険税率	⑫所得割（⑨÷15,489,549,702円）	3.22%
	⑬均等割（⑩÷30,666人）	9,200円
	⑭平等割（⑪÷20,991世帯）	7,100円

7 国民健康保険税税率算定【参考】

○介護納付金課税分（基金繰入無し）

①納付金額		309,415,000円
②国県補助金等控除見込額		34,968,000円
③基金繰入金		0円
④低所得者等軽減見込額		45,885,000円
⑤保険税必要額（（①－（②＋③＋④））		228,562,000円
⑥限度超過額		24,731,000円
⑦調定額（④×（100%/95%））		240,592,000円
⑧算出額（④＋⑥＋⑦）		311,208,000円
保険税賦課額	⑨所得割額（54.83%）（（⑧－⑥）×54.83%＋⑥）	181,807,000円
	⑩均等割額（27.81%）（（⑧－⑥）×27.81%）	79,669,000円
	⑪平等割額（17.36%）（（⑧－⑥）×17.36%）	49,732,000円
保険税率	⑫所得割（⑨÷6,366,478,994円）	2.86%
	⑬均等割（⑩÷9,237人）	8,600円
	⑭平等割（⑪÷8,068世帯）	6,200円

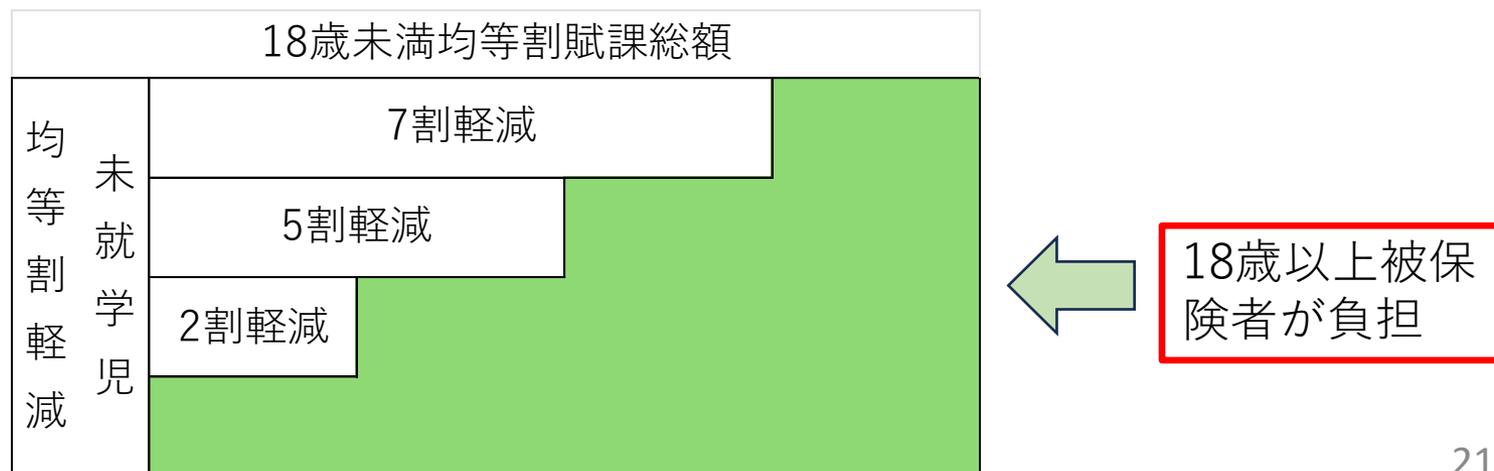
8 子ども・子育て支援納付金課税分

(1) 賦課方式・賦課割合

- 令和7年11月7日付の答申どおり、従来の保険税と同じく、所得割、均等割、平等割の3方式で賦課する。
- 賦課割合は、所得割：均等割：平等割＝50：35：15とする。

(2) 均等割軽減

- 低所得者等に対する軽減額を控除後の18歳未満被保険者に係る均等割の残額を全額軽減
- その軽減額は18歳以上被保険者が負担するため、従来の均等割と区分して、18歳以上被保険者均等割を追加



8 子ども・子育て支援納付金課税分

○県から1月9日に提示された令和8年度の子ども・子育て支援納付金課税分の国民健康保険事業費納付金、標準保険税率は次のとおり。

- 令和8年度納付金額 **89,131,610円**
- 賦課割合 所得割：均等割：平等割 = 50%：35%：15%
- 標準保険税率 所得割：0.33%、均等割：989円、平等割：655円
18歳以上均等割保険税率：121円※1

※1 18歳未満の均等割賦課総額から、法定の低所得者軽減額、未就学児均等割軽減額を控除後の残額の全額が軽減される。この軽減額は、18歳以上の被保険者が支援することとなっているため、新たに追加される。そのため、18歳以上の被保険者の実質的な均等割保険税率は1,110円となる。

8 子ども・子育て支援納付金課税分

○子ども・子育て支援納付金課税分

①納付金額		89,132,000円
②国県補助金等控除見込額		4,162,000円
③基金繰入金		0円
④低所得者等軽減見込額		15,899,000円
(a) うち18歳未満にかかる軽減額		1,862,000円
⑤保険税必要額 ((① - (②+③+④)))		69,071,000円
⑥限度超過額		4,691,000円
⑦調定額 (⑤ × (100%/95%))		72,706,000円
⑧算出額 (④ + ⑥ + ⑦)		93,296,000円
保険税賦課額	⑨所得割額 (50.0%) (⑧ - ⑥ × 50.0% + ⑥)	48,993,000円
	⑩均等割額 (35.0%) (⑧ - ⑥ × 35.0%)	31,012,000円
	⑪18歳以上被保険者均等割額 ※ ((a) のうち均等割分控除後)	2,282,000円
	⑫平等割額 (15.0%) (⑧ - ⑥ × 15.0%)	13,291,000円
保険税率	⑬所得割 (⑨ ÷ 15,489,549,702円)	0.32%
	⑭均等割 (⑩ ÷ 30,666人)	1,000円
	⑮18歳以上被保険者均等割額 (27,295人)	100円
	⑯平等割 (⑪ ÷ 20,991世帯)	600円

②・・・県の通知に基づく令和8年度見込額。

⑤・・・R5～R7データを用いた仮税率試算結果の軽減対象者数平均値に、R8年度想定税率をかけて算出。

9 令和8年度国民健康保険税税率（案）

		令和7年度		令和8年度		増減	
		賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率
基礎課税	所得割	52.44%	11.40%	52.44%	10.22%	0.00ポイント	△1.18ポイント
	均等割	25.70%	26,300円	30.33%	25,900円	4.63ポイント	△400円
	平等割	17.23%	25,600円	17.23%	21,500円	0.00ポイント	△4,100円
	1人当たり	101,534円		92,223円		△9,311円	
後期高齢者支援金等課税	所得割	51.47%	2.05%	51.47%	3.16%	0.00ポイント	1.11ポイント
	均等割	26.67%	5,000円	31.70%	9,000円	5.03ポイント	4,000円
	平等割	16.83%	4,800円	16.83%	7,000円	0.00ポイント	2,200円
	1人当たり	18,749円		29,675円		10,926円	
介護納付金課税	所得割	54.83%	2.70%	54.83%	2.81%	0.00ポイント	0.11ポイント
	均等割	24.81%	7,800円	27.81%	8,400円	3.00ポイント	600円
	平等割	17.36%	6,200円	17.36%	6,000円	0.00ポイント	△200円
	1人当たり	31,441円		33,061円		1,620円	
子ども・子育て支援納付金課税分	所得割			50.00%	0.32%		
	均等割			35.00%	1,000円		
				18歳以上	100円		
	平等割			15.00%	600円		
1人当たり			3,042円				

10 市民への周知

月	主な媒体・手段	主な内容
2月	広報紙 市ホームページ SNS	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険運営協議会の答申内容 ・保険税統一に係る国・県の動向 ・子ども・子育て支援金制度の導入の周知
4月	市ホームページ ポスター・チラシ 個別相談	<ul style="list-style-type: none"> ・税率改正内容の公表 ・相談窓口の案内（税額試算）
5月	広報紙	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税率・賦課方式の変更点 ・保険税の使途
6月	課税通知書同封チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・改正の全容